第６章　環境の保全についての配慮事項

第６章　環境の保全についての配慮事項

対象事業の計画策定において、環境の保全に係る配慮事項を以下に示す。

6-1　公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び杉戸町によって策定されている公的な計画等のうち、対象事業に関連するものを表6.1.1に示す。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項について表6.1.2に整理した。

表6.1.1　対象事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称	
埼玉県	埼玉県広域緑地計画	（平成18年3月）
	埼玉県景観アクションプラン	（平成18年3月）
	埼玉県景観計画	（平成19年8月）
	埼玉県国土利用計画（第四次）	（平成20年7月）
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050 〈埼玉県地球温暖化対策実行計画〉	（平成21年2月）
	第7次埼玉県廃棄物処理基本計画	（平成23年3月）
	埼玉県5か年計画	（平成24年6月）
	埼玉県環境基本計画（第4次）	（平成24年7月）
	埼玉県土地利用基本計画	（平成25年2月改訂）
	田園都市産業ゾーン基本方針（H25～28）	（平成25年4月）
杉戸町	杉戸町緑の基本計画	（平成15年3月）
	杉戸町都市計画マスタープラン	（平成20年3月）
	第5次杉戸町総合振興計画	（平成23年3月）
	杉戸町環境基本計画　第3期実施計画	（平成25年3月）

表6.1.2(1)　　計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
埼玉県広域緑地計画 （平成18年3月）	県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。 【緑の将来像】 ・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」 【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方　】 ・埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。 【緑のネットワーク形成方針】 ・「緑の核」をいかす ・「緑の拠点」をつくる ・「緑の形成軸」でつなぐ 【地形別の配慮事項（低地）】 ・広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、集落等が一体となった田園景観が維持されるようにする。	・計画地内に周辺地域と調和した緑地を整備する。
埼玉県景観アクションプラン （平成18年3月）	県内の計画に関連して、以下の事項が示されている。 【基本目標】 ・田園と都市が織り成す美しい景観 【基本方針】 ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり	・現存植生の保全・活用や新たな植栽に際しては、身近な緑の保全・活用、水辺を活かした景観の創造に十分留意する。 ・進出企業に対しては、建築物等の存在に際して、景観を阻害する要因を抑制するよう、働きかける。
埼玉県景観計画 （平成19年8月）	計画地は「田園区域」に属している。周辺地域は大部分が「田園区域」に、一部が「都市区域」に属している。以下の基本目標、基本方針が示されているほか、区域区分に応じた規制内容等が示されている。 【基本目標】 ・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 【基本方針】 ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり	・計画地内の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。 ・建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、進出企業に対して働きかける。
埼玉県国土利用計画（第四次） （平成20年7月）	県内の国土利用に関して、ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、以下の事項が示されている。 【県土利用の基本方針】 ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用	・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。

表6.1.2(2)　　計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
ストップ温暖化･埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画） （平成21年2月）	県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と7つの方向性が示されている。 【温室効果ガスの削減目標】 2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比25％削減する。 【温暖化対策の7つのナビゲーション】 ・低炭素型で活力ある産業社会づくり ・低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・低炭素型ライフスタイルへの転換 ・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・低炭素で潤いのある田園都市づくり ・豊かな県土を育む森林の整備・保全（CO_2吸収源対策） ・低炭素社会への環境教育の推進	・温室効果ガス（CO_2）の吸収源対策として、計画地内に緑地を整備する。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
第7次埼玉県廃棄物処理基本計画 （平成23年3月）	・県内の産業廃棄物処理に関連して、本県が目指す循環型社会実現のための「生活」、「地域社会」、「産業」の将来像を定め、その目標値が示されている。 【目標値（産業廃棄物）】 ・最終処分量を、平成20年度より19％削減した16万9千トンとする。 ・最終処分率を平成20年度の1.6％から1.3％に削減する。	・工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切な処理に努める。 ・進出企業の事業行為に伴う廃棄物については、個別に適正に処理を行うよう働きかける。
埼玉県5か年計画　－安心・成長・自立自尊の埼玉へ－ （平成24年6月）	平成24年度からの5か年計画であり、分野別施策の体系「Ⅳ　環境を守り育てる分野」において、以下の事項が示されている。 【基本目標】 ・みどりと川を再生し自然と共存する ・エネルギー利用を見直し地球温暖化を防ぐ ・環境負荷の少ない循環型社会を創造する 【施策】 ・みどりの再生（身近な緑の保全・創造活用） ・みどりの再生（多様で健全な森林の整備・保全） ・川の再生 ・環境に配慮した産業社会の構築 ・低炭素な暮らしとまちづくりの推進 ・再生可能エネルギーの活用推進 ・公害のない安全な地域環境の保全 ・資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進	・計画地内に周辺地域と調和した緑地を整備する。 ・生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。 ・進出企業に対しては、資源循環や省エネルギー化の推進等、地球環境の保全に配慮するよう働きかける。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。 ・地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう、適切に配慮する。

表6.1.2(3)　　計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
埼玉県環境基本計画（第4次） （平成24年7月）	4つの長期的目標と、各目標に対応した、環境の保全と創造に関する施策展開の方向が示されている。 Ⅰ 環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり 1 大気環境の保全 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止 3 化学物質対策の推進 4 身近な生活環境の保全 5 水循環の健全化と地盤環境の保全 6 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進 Ⅱ 再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり 7 河川等の保全と再生 8 みどりの保全と再生 9 森林の整備と保全 10 生物多様性の保全 Ⅲ 生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり 11 地球温暖化対策の総合的推進 12 ヒートアイランド対策の推進 13 再生可能エネルギーの活用 14 環境に配慮した交通の実現 Ⅳ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む地域社会づくり 15 環境に配慮した産業・地域づくり	・工事の施工や車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないよう適切に配慮する。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・計画地内に緑地を整備する。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等地域の健全な生態系の維持に努める。 ・進出企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・進出企業に対しては、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全に配慮するよう働きかける。
埼玉県土地利用基本計画 （平成25年2月改訂）	計画地及び周辺地域は、「圏央道地域」に属しており、計画地及び周辺地域に関連する内容として、以下の事項が示されている。 【圏央道地域の土地利用の基本方向】 ・市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。 ・森林においては、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、機能に応じた森林整備を進める。 ・圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高める。 ・圏央道の沿線市町及び県が連携して圏央道インターチェンジ周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努める。	・計画地内の公園整備に際しては、自然とのふれあいの場となるよう配慮する。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・進出企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・野生生物の生息・生育空間の確保等、地域の健全な生態系の維持に努める。

表6.1.2(4)　　計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
田園都市産業ゾーン基本方針 （H25～H28） （平成25年4月）	圏央道インターチェンジから概ね5kmの範囲内に位置する計画地及び周辺地域は、「田園都市産業ゾーン基本方針」が適用される。以下の事項が示されている。 【産業基盤づくりの基本的方針】 ［田園風景との調和］ ・産業地の規模に応じて屋敷林をイメージする高木植栽空間の配置を求める。 ・産業基盤づくりにおいて、既存の樹林地を含む場合には、一定割合の保全を求める。 ・圏央道沿線の緑豊かで美しい環境を次世代に引き継ぐため、県と沿線市町が連携し乱開発の抑止に努める。	・「周辺環境と調和を図り、ふるさと埼玉の原風景を守ること」を念頭に、埼玉の原風景である屋敷林をイメージした外周緑地の創出を図る。

表6.1.2(5)　　計画等の内容と対象事業における配慮事項（杉戸町）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
杉戸町緑の基本計画 （平成15年3月）	基本理念として、「田園景観を構成する緑の保全・活用」を骨格として、住民とともに守り、育て、活用していくことと設定している。 また、緑づくりのイメージとして、水田地帯の豊かな水辺や緑の環境の回復を図りながら、まちづくりとの共存を目指した“田園のまち”づくりを目標として掲げている。 緑の将来像を実現するために、以下の基本方針を掲げている。 ・杉戸町の緑の特徴を示す田園景観を積極的に保全・活用する。 ・身近な水辺環境をより親しめる自然豊かな緑の環境として活用する。 ・地域の歴史・文化に関わる貴重な樹林を保全する。 ・身近に利用できる公園・緑化を提供します。住民・事業者自身が町の緑を育て、守っていくことを目指す。	・埼玉の原風景である屋敷林をイメージした外周緑地の創出を図る
杉戸町都市計画マスタープラン （平成20年3月）	計画地は「泉地域」に属し、整備のポイント及びまちづくり方針が示されている。 【まちづくりの目標】 ・自然的環境と調和した活力あふれる地域 【まちづくりの基本方針】 ・既存農地・集落と新規の工業系土地利用との共存 ・広がりのある農地と河川、屋敷林による田園風景の保全 ・沿道型土地利用の誘導（国道4号バイパス沿道）	・進出企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・埼玉の原風景である屋敷林をイメージした外周緑地の創出を図る。

表6.1.2(6)　　計画等の内容と対象事業における配慮事項（杉戸町）

計画等の名称	対象事業に関連する内容	対象事業における配慮事項
第5次杉戸町総合振興計画 （平成23年3月）	目指す将来像として、「手を取り合い 未来を築こうみんなでつくる 心豊かに暮らせるまち 杉戸～住みごこち100%のまちづくり～」を掲げている。 ・計画地及びその周辺は、「工業系開発検討ゾーン」に区分され、以下の土地利用方針が設定されている。 ・（仮称）屏風・深輪産業団地の造成を計画的に推進する。 さらに、環境に関する施策としては、以下に示す内容が示されている。 ［循環社会の形成］ ・住民、事業者と行政との協働により、ごみの発生抑制や再利用による減量化、リサイクル等、「ごみゼロ」に向けた取り組みを進めるとともに、ごみの収集、処理体制の充実をはじめ、一般廃棄物の適正処理を推進し、自然環境と調和した持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組む。 ［環境の保全］ ・「環境基本計画」に基づき、自然環境と調和した、住民が生涯にわたって快適に暮らせる環境づくりを推進する。 ［公園・緑地・水辺の整備］ ・住民のいこいの場、交流の場を確保するため、恵まれた自然環境を活かした魅力ある公園・緑地・水辺の整備促進を図る。	・計画地内に公園・緑地を整備する。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・進出企業に対しては、建築物の色彩等に関して、周辺の景観との調和に努めるよう、働きかける。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
杉戸町環境基本計画　第3期実施計画 （平成25年3月）	平成15年3月に策定された杉戸町環境基本計画は、20年間の長期的な目標となっている。本実施計画は平成25～29年度までの5年間に、環境基本計画で定められた主要項目・目標の達成に必要な事業（具体的な施策）を示し、事業計画を策定するものである。5年間で重点的に実施する事業は以下のとおりである。 ・大島新田調節池のビオトープの利活用 ・川のまるごと再生プロジェクトの推進 ・3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 ・太陽光発電システムの普及・啓発・導入 ・空間放射線量・給食食材における放射性物質の測定及び公表	・野生生物の生息・生育空間の確保等地域の健全な生態系の維持に努める。 ・雨水の有効利用等に配慮し、地域の水循環の保全に可能な限り配慮する。 ・進出企業に対して、エネルギー有効利用や省エネルギー化を推進し、地球温暖化対策の推進を働きかける。 ・工事の施工や車両の走行等に伴い、交通公害の解消を目指し適切に配慮する。

6-2　回避又は低減の配慮を図るべき地域又は対象地域

6-2-1　法律又は条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、計画地及びその周辺地域（計画地の周囲3km以内の地域のうち計画地を除く範囲）における指定状況を表6.2.1に整理した。

計画地は、鳥獣保護区、地下水採取規制区域、都市地域、市街化調整区域、農業地域、農用地区域、景観計画区域（一般課題対応区域）に指定されている。

表6.2.1(1)　自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象			指定等の有無		関係法令等
			計画地	調査範囲	
自然保護関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例
			×	×	千葉県立自然公園条例
			×	×	茨城県立自然公園条例
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
			×	×	埼玉県自然環境保全条例
			×	×	千葉県自然環境保全条例
			×	×	茨城県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界遺産条例
	緑地	近郊緑地保全区域	×	○	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
		ふるさとの並木道	×	×	
		ふるさとの森等	×	×	
		緑地環境保全地域	×	×	千葉県自然環境保全条例
			×	×	茨城県自然環境保全条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	○	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	×	
		登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×	ラムサール条約
国土防災関連	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	○	河川法
	河川保全区域		×	○	
	土砂災害警戒区域		×	×	土砂災害防止法
	地下水採取規制区域		×	×	工業用水法
			×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
			○	○	埼玉県生活環境保全条例
			×	○	千葉県環境保全条例
			×	○	茨城県地下水の採取の適正化に関する条例

表6.2.1(2)　自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等
		計画地	調査範囲	
土地利用関係	都市地域	○	○	都市計画法
	市街化区域	×	○	
	市街化調整区域	○	○	
	その他の用途地域	×	×	
	農業地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律
	農用地区域	○	○	
	森林地域	×	○	森林法
	国有林	×	×	
	地域森林計画対象民有林	×	○	
	保安林	×	×	
文化財保護法	史跡・名称・天然記念物（国・県・市・町指定）	×	×	文化財保護法
		×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	×	千葉県文化財保護条例
		×	×	茨城県文化財保護条例
		×	○	幸手市文化財保護条例
		×	○	春日部市文化財保護条例
		×	○	杉戸町文化財保護条例
		×	×	宮代町文化財保護条例
		×	○	境町文化財保護条例
		×	×	坂東市文化財保護条例
		×	×	五霞町文化財保護条例
景観保全	風致地区	×	×	都市計画法
	景観計画区域（一般課題対応区域）	○	○	埼玉県景観条例
	景観計画区域（特定課題対応区域）	×	○	
	景観計画区域（景観形成推進区域）	×	×	
	都市景観形成重点地区	×	×	春日部市都市景観条例
	景観計画	×	×	千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例
	景観形成地区	×	×	茨城県景観形成条例

6-2-2　その他の配慮すべき地域

対象事業の計画地及びその周辺地域（計画地の周囲3km以内の地域のうち計画地を除く範囲）には、表6.2.2に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表6.2.2　配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	計画地での該当の有無	
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	△	周辺地域には、項目によって環境基準を上回る地域が分布する。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	○	計画地及び周辺地域には環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域や良好な住環境を保護するための地域が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	×	計画地及びその周辺地域には分布しない。
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	×	計画地及びその周辺地域には分布しない。
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能	○	計画地及びその周辺地域には水田、農業用水路が分布し、良好な保水機能を有する地域となっている。
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	×	現状の地形を活かした土地利用計画であり、大規模な土地の改変等は行わない。
	重要な地形、地質及び自然現象	×	計画地及びその周辺地域には分布しない。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	×	計画地及びその周辺地域には分布しない。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	△	周辺地域には環境省レッドリストおよび埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保全上特に重要な地域	×	計画地及びその周辺地域には分布しない。
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避	○	計画地及びその周辺地域には動物・植物の生息・生育空間が分布する。
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	×	計画地及びその周辺地域には分布しない。
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	△	周辺地域には屋敷林が分布する。
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	×	計画地及びその周辺地域には分布しない。
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	△	周辺地域には江戸川等の水辺地や公園等の身近な緑が分布する。
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	△	周辺地域には、国、県、市、町指定の文化財が分布する。

注）○：計画地が該当する
　　△：計画地は該当しないが周辺地域は該当する
　　×：計画地及びその周辺地域は該当しない

6-3　対象事業の立地回避が困難な理由

6-3-1　計画地において対象事業を実施することが必要な理由

計画地は幸手IC(仮称)5km圏内にあり、計画地西側には国道4号バイパスが南北に整備され、さらに同バイパスから幸手IC（仮称）へアクセスする都市計画道路惣新田幸手線バイパス（計画地の北西約1km付近）が都市計画決定されている。これらのことから、計画地は高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や、土地の有効活用のポテンシャルが高い地域といえる。

杉戸町では、このポテンシャルを勘案し「第5次杉戸町総合振興計画」（平成23年3月）において、計画地及びその周辺は工業系開発検討ゾーンとし、（仮称）屏風・深輪産業団地の造成を計画的に推進すると位置付けている。

6-3-2　対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画地は前項で示したように、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域である。杉戸町は「第5次杉戸町総合振興計画」（平成23年3月）において、計画地及びその周辺を工業系開発検討ゾーンとして、（仮称）屏風・深輪産業団地の造成を計画的に推進すると位置付けている。また、その前提のもとで戦略的環境影響評価手続きを完了している。

6-4　対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

現時点において、前掲表6.2.1及び表6.2.2示した内容を考慮し、対象事業による影響の回避又は低減措置について検討を行った。

検討結果を表6.4.1に示す。

表6.4.1　対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	計画地に近接して住居等が分布するため、これら住居地域への影響の回避又は低減に努める。 なお、一部の項目で環境基準を上回る地域が存在することから、今後の現地調査の状況に応じて、既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努める。 計画地に近接する水田、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努める。	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	生物多様性の確保等を目的として、計画地内に緩衝緑地帯を整備する。	貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避、低減又は代償に努める。 動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努める。	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	人と自然との豊なふれあいの確保等を目的として、計画地内に公園や緩衝緑地帯を整備する。	屋敷林、水田等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努める。	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、外周緑地の整備に努める。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源対策として各進出企業に対して、積極的な緑化を促す。 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生源対策として高効率な機器の導入、事務所の断熱、省エネルギー建築の促進、二酸化炭素排出量原単位が少ない低公害車の導入促進、マイカー通勤の抑制に努める。	特になし